

被 処 分 者	認定証番号	京都府公安委員会 第96号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	運転代行BRAVE
	主たる営業所が所在する市区町村	京都市左京区
処分年月日		令和7年12月25日
処分内容		指示処分
処分理由		料金掲示義務違反 約款掲示義務違反 条件説明義務違反 帳簿等備置義務違反
根拠法令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第11条、第13条第1項、第15条、第20条第2項、第22条第2項
処分を行った都道府県		京都府